

基本的な考え

聴覚障害者の安全・安心のため、呼び出しの多い病院・銀行や、特定の施設に会議室を設ける場合等には、画像・光・振動による情報伝達設備が必要です。

指定施設整備基準	建築物移動等円滑化基準	図
(1) 別表第1 1 建築物の部4の項及び15の項に掲げる施設 その他これらに類する施設の利用者の案内、呼出しのための窓口等の1以上には、文字により情報を表示する設備を設けなければならない。	—	17-1
(2) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する会議室を設ける場合は、スクリーン等を備え、スクリーン等に文字を映し出せる機器を1台以上備えなければならない。	—	17-1
(3) 用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上の建築物で、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する客席を設ける場合は、集団補聴設備を設けなければならない。	—	17-1

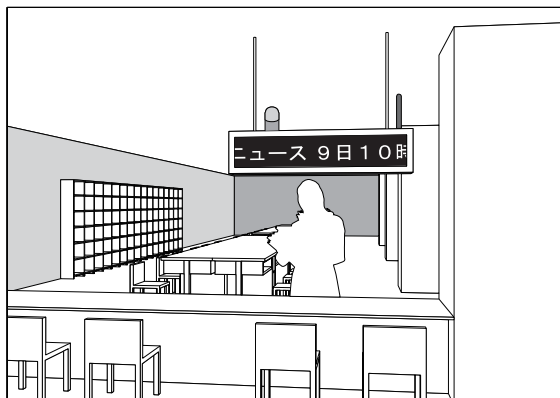
(参考：関連条文) 規則別表第5 (17の項)

図17-1 電光掲示板の整備例

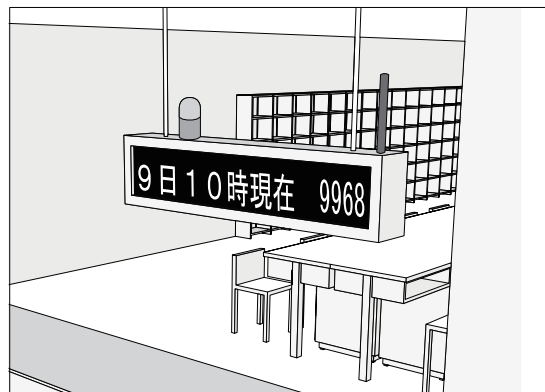
文字情報表示装置(電光掲示板等)

整備基準 17-(1)

- 文字情報を表示するための設備とは、発光ダイオードや液晶等の電光表示板等が考えられる。



- 区役所の受付カウンターに設けたLED電光掲示板（通常はニュース等をスクロール表示しているが、緊急地震速報発表時は「緊急地震速報」と点滅表示する。）



- 電光掲示板の上部に設けられているのは、緊急情報の表示と連動した回転灯とニュースや緊急情報を受信するアンテナ。

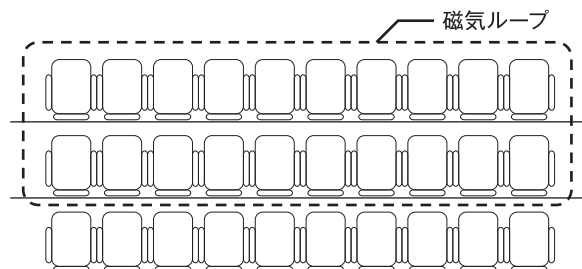
集団補聴設備(磁気ループ等)

整備基準 17-(3)

- 集団補聴設備には磁気ループ(※)、FM送受信装置、赤外線受信装置等がある。

- ♥ 音響設備を有する会議室を設ける場合は、集団補聴設備を施した会議室を設けることが望ましい。

※磁気ループとは、床面に敷設した導線(ループ)に伝達したい音声等の信号を流すことによって、導線内にある受信器(補聴器)をつけた人が、マイクロホン等の音を耳元で直接聞くことができる装置。音声等が増幅されることにより、音源からの距離に関係なく明瞭に聴取することができる。



⇒「12 客席及び舞台」を参照

会議でのスクリーン表示(要約筆記等)

整備基準 17-(2)

- 聴覚障害者が複数参加する会議では、パソコンと液晶プロジェクターを使ったパソコン要約筆記等が有効である。